



淡路市明石海峡航路旅客船兼自動車渡船

指定管理者【基本協定書】

令和6年11月

淡路市明石海峡航路旅客船兼自動車渡船の管理に関する 基本協定書

淡路市（以下「市」という。）と株式会社淡路ジェノバライン（以下「指定管理者」という。）とは、次の条項を基本とする淡路市明石海峡航路旅客船兼自動車渡船（以下「旅客船兼自動車渡船」という。）の管理に係る協定（以下「協定」という。）を締結する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、市、指定管理者がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和6年11月8日

指定者

所在地 兵庫県淡路市生穂新島8番地

名称 淡路市

代表者 淡路市長 門 康 彦

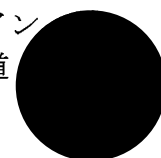


指定管理者

所在地 兵庫県淡路市岩屋925番地27

名称 株式会社淡路ジェノバライン

代表者 代表取締役 清水 道



第1章 総 則

(協定の目的)

第1条 この協定は、市と指定管理者が相互に協力し、旅客船兼自動車渡船を適正かつ円滑に管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

(指定管理者の指定の意義)

第2条 市及び指定管理者は、旅客船兼自動車渡船の管理に関して市が指定管理者の指定を行うことの意義は、民間事業者たる指定管理者の能力を活用しつつ、明石海峡航路の確実かつ安定的な海上交通を確保すること、輸送機能の強化による淡路島と本土との交流を支えること、並びに地域住民の生活向上により一層の地域活性化を目指すことにあることを確認する。

(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

第3条 指定管理者は、旅客船兼自動車渡船の設置目的、指定管理者の指定の意義及び指定管理者が行う管理業務（以下「業務」という。）の実施に当たって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

2 市は、業務が利益の創出を基本とする民間事業者等によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

(信義誠実の原則)

第4条 市及び指定管理者は、互いに協力し、信義を重んじ、協定を誠実に履行しなければならない。

(定義)

第5条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「指定開始日」とは、指定期間の開始日をいう。
- (2) 「仕様書」とは、旅客船兼自動車渡船指定管理者仕様書に示された業務に係る仕様書をいう。
- (3) 「自主事業」とは、旅客船兼自動車渡船の設置の目的に合致する範囲において、指定管理者が自己の責任と費用において実施する第8条第1項各号に定める業務の範囲以外の業務をいう。
- (4) 「業務計画書」とは、旅客船兼自動車渡船の運航に関する業務において指定管理者が作成する計画書をいう。
- (5) 「年度協定」とは、協定に基づき、市と指定管理者が指定期間中に毎年締結する協定をいう。
- (6) 「不可抗力」とは、天災（地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等をいう。）、人災（戦争、テロ、暴動等をいう。）その他市又は指定管理者の責めに帰すことのできないものをいう。ただし、利用者数の増減は、不可抗力に含まないものとする。
- (7) 「法令」とは、全ての法律、政令、省令、命令、条例、規則、訓令、告示及び正規の手続を経て公布された行政機関の規程をいう。

- (8) 「利用料金」とは、旅客船兼自動車渡船の利用の対価として指定管理者に支払われる旅客船兼自動車渡船の利用料をいう。
- (9) 「附属設備等」とは、旅客船兼自動車渡船の運航に関連する施設・設備（岩屋港及び明石港内の建物（待合所）、乗降設備等）をいう。
- (10) 「補完船」とは、指定管理者が自主事業として旅客船兼自動車渡船以外で自らが調達する船をいう。

(旅客船兼自動車渡船の範囲等)

第6条 業務の対象となる旅客船兼自動車渡船の範囲は、別紙に掲げる物件とする。

2 市と指定管理者は、旅客船兼自動車渡船に関する裸備船契約を変更する。

3 指定管理者は、善良なる管理者の注意をもって旅客船兼自動車渡船を管理しなければならない。

4 指定管理者は、事前に市の承諾を得た場合を除いて、第三者に旅客船兼自動車渡船を転貸してはならない。

(指定期間等)

第7条 指定期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までとする。

2 業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

第2章 業務の範囲と実施条件

(業務の範囲)

第8条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 旅客船兼自動車渡船の利用の許可に関する業務
 - (2) 旅客船兼自動車渡船の利用に係る料金の徴収に関する業務
 - (3) 旅客船兼自動車渡船の維持管理に関する業務
 - (4) 旅客船兼自動車渡船の運航に関する業務
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市が必要と認める業務
- 2 前項各号に掲げる業務の細目は、仕様書に定めるとおりとする。

(市が行う業務の範囲)

第9条 旅客船兼自動車渡船及び附属設備等の目的外使用許可に関する業務は、市が自らの責任と費用において実施するものとする。

(業務実施条件)

第10条 指定管理者が業務を実施するため満たさなければならない条件は、仕様書及び第13条に示すとおりとする。

(リスク分担)

第11条 業務に関するリスク分担は、仕様書のとおりとする。ただし、次の場合は、指定管理者はその責めを負わない。

- (1) 指定管理者への引渡し前からの瑕疵を起因とする場合
- 2 前項に定める事項で疑義のある場合又は前項に定める事項以外の不測の事態が生じた場合は、市と指定管理者双方でその責めに帰すべき事由等を検討し、協議の上、決定す

る。

(業務の範囲及び業務実施条件の変更)

第12条 市又は指定管理者は、必要があると認めるときは、相手方に対する書面による通知をもって第8条で定めた業務の範囲及び第10条で定めた業務実施条件の変更を求めることができる。

- 2 市又は指定管理者は、前項の通知を受けたときは、協議に応じなければならない。
- 3 業務の範囲及び業務実施条件の変更等については、前項の協議を踏まえて、市が決定するものとする。

第3章 業務の実施

(業務の実施)

第13条 指定管理者は、この協定、年度協定、条例、関係法令等のほか、仕様書及び業務計画書に従い、業務を実施しなければならない。

- 2 条例、協定、仕様書及び業務計画書の間に矛盾又は齟齬^{そこ}がある場合は、条例、協定、仕様書及び業務計画書の順にその解釈が優先するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、業務計画書にて仕様書を上回る水準が提案されている場合は、業務計画書に示された水準によるものとする。

(開業準備)

第14条 指定管理者は、指定開始日に先立ち、業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修、業務実施に必要な申請、報告及び検査等を行わなければならない。

(第三者による実施)

第15条 指定管理者は、事前に市の承認を受けた場合を除いて、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

- 2 指定管理者は、業務の一部を第三者に実施させる場合は、全て指定管理者の責任及びその費用において行うものとし、業務に関して指定管理者が使用する第三者の責めに帰すべき理由により生じた損害及び増加費用は、全て指定管理者の責めに帰すべき理由により生じた損害及び増加費用とみなして、指定管理者がこれを負担するものとする。

(点検、保守及び修繕等)

第16条 旅客船兼自動車渡船の点検、保守及び修繕等は、指定管理者が自己の費用と責任において実施するものとする。

(緊急時の対応)

第17条 指定期間中、業務の実施に関連して事故又は災害等の緊急事態が発生したときは、指定管理者は、速やかに必要な措置を講じるとともに、市及び関係者に対して緊急事態が発生した旨を通報しなければならない。

- 2 事故等が発生したときは、指定管理者は市と協力して、事故等の原因調査に当たるものとする。

(情報管理)

- 第18条 指定管理者又は業務の全部若しくは一部に従事する者は、業務の実施によって知り得た秘密及び市の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。指定期間が満了し、又は指定を取り消された後においても、同様とする。
- 2 指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び淡路市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年淡路市条例第1号）を遵守するとともに、業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記の「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
 - 3 市及び指定管理者は、淡路市情報公開条例（平成17年淡路市条例第15号）の趣旨に則り、業務に関する情報の公開に関し、必要な措置を講じるものとする。
 - 4 市は、指定管理者が保有する業務に関する情報であって、市が保有しないものについて淡路市情報公開条例に基づく公開請求があったときは、指定管理者に対して当該情報を市に提出するよう求めることができる。
 - 5 指定管理者は、前項による情報提出の請求を受けたときは、速やかにこれに応じるものとする。

第4章 備品等の扱い

(市による備品等の貸与)

- 第19条 市は、別紙に定める物件のうち、仕様書に示す備品等（以下「備品等（I種）」という。）を、無償で指定管理者に貸与する。
- 2 指定管理者は、指定期間中、備品等（I種）を常に善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、常に良好な状態に保たなければならない。
 - 3 備品等（I種）が経年劣化、損傷、若しくは滅失等により業務実施の用に供することができなくなったときは、指定管理者は、自己の費用で当該備品等を購入し、又は調達するものとする。
 - 4 指定管理者は、故意又は過失により備品等（I種）を損傷し、若しくは滅失したときは、市に対し、これを弁償し、又は自己の費用で当該物と同等の機能若しくは価値を有するものを購入し、若しくは調達しなければならない。ただし、市が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
 - 5 指定管理者は、備品等（I種）を含む全ての備品等の管理台帳を作成し、随時更新するとともに、保管するものとする。
 - 6 指定管理者は、毎月終了後30日以内に、全ての備品等の交換や購入等の状況について、市に報告するものとする。

(指定管理者による備品等の購入等)

- 第20条 指定管理者は、備品等（I種）以外に業務に必要な備品等（以下「備品等（II種）」という。）を、自己の費用により購入又は調達し、業務実施のために供するものとする。
- 2 備品等（II種）が経年劣化等により業務実施の用に供することができなくなったときは、指定管理者は、自己の費用で当該備品等を購入又は調達するものとする。

第5章 業務実施に係る市の確認事項

(業務計画書)

第21条 指定管理者は、市が指定する期日までに次に掲げる事項を記載した指定期間全体の業務計画書、事業年度毎の業務計画書、事業月毎の業務計画書を提出し、市の確認を得なければならない。

- (1) 業務の概要
 - (2) 業務実施体制（再委託先を含む。）
 - (3) 緊急時連絡体制（市を含む。）
 - (4) 運航計画
 - (5) 運航時刻
 - (6) 維持管理計画
 - (7) 収支予算
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、市が必要と認める事項
- 2 市又は指定管理者は、業務計画書を変更しようとするときは、市及び指定管理者の協議により決定するものとする。

(事業報告書)

第22条 指定管理者は、市が指定する期日までに、次に掲げる事項を記載した指定管理者事業報告書（淡路市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年淡路市規則第20号）に規定する様式をいう。以下「事業報告書」という。）を提出しなければならない。

- (1) 業務の実施状況
 - (2) 利用状況並びに利用拒否等の件数及び理由
 - (3) 利用料金の収入実績及び管理経費の収支状況等
 - (4) 運航及び維持管理の実施状況に関する事項
 - (5) 自主事業の実施状況に関する事項
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市が指示する事項
- 2 指定管理者は、事業年度毎に当該年度の財務書類（会社法（平成17年法律第86号）第435条第2項に定める計算書類）を作成し、自己の費用で公認会計士又は監査法人による監査を受けた上で、当該事業年度の最終日から3か月以内に、監査報告書とともに市に提出しなければならない。
- 3 指定管理者は、市がこの協定の規定により年度途中において指定管理者の指定を取り消した場合には、指定が取り消された日から起算して1か月以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。
- 4 市は、必要があると認めるときは、事業報告書の内容又はそれに関連する事項について、指定管理者に対し、報告又は口頭による説明を求めることができる。

(市による業務実施状況の確認)

第23条 市は、前条の規定により、指定管理者が提出した事業報告書に基づき、指定管理者が行う業務の実施状況及び旅客船兼自動車渡船の管理状況の確認を行うものとする。

- 2 市は、前項に規定する確認のほか、指定管理者による業務の実施状況等を確認することを目的として、随時、旅客船兼自動車渡船及び附属設備等に立ち入ることができる。

また、市は、指定管理者に対して、業務実施状況又は業務に係る管理経費等の収支状況等について説明を求めることができる。

- 3 指定管理者は、市から前項の申出を受けたときは、合理的な理由がある場合を除き、これに応じなければならない。

(市による業務の改善勧告)

第24条 前条の規定による確認の結果、指定管理者による業務実施が仕様書等市が示した条件を満たしていないときは、市は、指定管理者に対して業務の改善を勧告するものとする。

- 2 指定管理者は、前項に定める改善の勧告を受けたときは、速やかにこれに応じ、必要な措置を講じなければならない。

(業務評価の実施)

第25条 指定管理者は、旅客船兼自動車渡船を適正に管理運営するため、自己評価及びアンケート等を実施するものとする。

- 2 市は、指定管理者の業務及び経理の状況等について業務評価を実施する。業務評価は、前項に規定する自己評価及びアンケート結果並びに実地調査により行うものとする。
- 3 指定管理者は、前項の実地調査の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。

第6章 経費負担及び利用料金等

(経費負担等)

第26条 指定管理者は、旅客船兼自動車渡船を用いて行う一般旅客定期航路事業の業務に係る一切の費用を負担するものとする。

- 2 旅客船兼自動車渡船の中間検査・定期検査の場合にあっても運休しない措置を講じる必要があるときは、当該措置に要する費用(備船料等)は、指定管理者が負担するものとする。
- 3 市は、指定管理者の収益の状況により、業務計画書をもとに市と指定管理者との協議により、指定管理者に収益の一部の納付を求めることができる。

(利用料金の取扱い)

第27条 指定管理者は、旅客船兼自動車渡船の利用者から、旅客船兼自動車渡船の利用に係る利用料金を徴収し、当該指定管理者の収入として、收受することができる。

- 2 市は、随時、前項の利用料金の徴収業務について、指定管理者に報告を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(利用料金の決定)

第28条 利用料金は、指定管理者が淡路市明石海峡航路旅客船兼自動車渡船の設置及び管理に関する条例(平成26年淡路市条例第18号)に規定する利用料金の範囲内において定めるものとする。ただし、その決定又は改定については事前に市の承認を受けるものとし、必要に応じて市と指定管理者の協議を行うものとする。

第7章 損害賠償及び不可抗力

(損害賠償等)

第29条 指定管理者は、故意又は過失により旅客船兼自動車渡船を損傷し、若しくは滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市が特別の理由があると認めるときは、市は、その全部又は一部を免除することができる。

2 指定管理者は、指定管理者に帰すべき事由により指定の取消し等をされたときは、当該取消し等を理由として市に生じた損害を賠償しなければならない。

(第三者への賠償)

第30条 業務の実施において、指定管理者の責めに帰すべき理由により第三者に損害が生じたときは、指定管理者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことができない理由による場合は、この限りでない。

2 市は、指定管理者の責めに帰すべき理由により発生した損害について第三者に対し賠償したときは、指定管理者に対して、当該賠償額及び賠償に伴い発生した費用を請求する。この場合において、指定管理者は、市からの請求に従い、直ちに当該請求額を市に対して支払わなければならない。

(保険)

第31条 業務の実施に当たり、指定管理者が保険契約者となって付保しなければならない保険は、次のとおりとする。なお、次のうち第1号及び第2号の保険の被保険者は市と指定管理者を併記するものとし、第5号の保険は被保険者を市とするものとする。

- (1) 船舶保険
- (2) 船主責任保険
- (3) 船客傷害賠償責任保険
- (4) 自動車航送船賠償責任保険
- (5) 動産保険

(不可抗力発生時の対応)

第32条 指定管理者は、不可抗力が発生したときは、その影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害、損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

第33条 不可抗力の発生に起因して指定管理者に損害、損失及び増加費用が生じたときは、指定管理者は、その内容及び程度の詳細を記載した書面をもって市に通知するものとする。

2 市は、前項の通知があったときは、速やかに損害状況等の確認を行った上で、指定管理者と協議を行い、不可抗力の判定、費用負担等を決定するものとする。

3 不可抗力の発生に起因して指定管理者に損害、損失及び増加費用が生じたときは、当該費用につき合理性の認められる範囲で市が負担するものとする。この場合において、指定管理者が付保した保険によりてん補された金額相当分は、市の負担に含まないもの

とする。

- 4 不可抗力の発生に起因して市に損害、損失及び増加費用が発生したときは、当該費用は市が負担するものとする。

(不可抗力による一部の業務実施の免除)

第34条 前条第2項に規定する協議の結果、不可抗力の発生により業務の一部の実施が困難となったと認められるときは、指定管理者は、不可抗力により影響を受けた限度において協定に定める義務を免れるものとする。

第8章 指定期間の満了

(業務の引継ぎ等)

- 第35条 指定管理者は、協定の終了に際し、市又は市が指定するものに対し、業務の引継ぎ等を行わなければならない。この場合において、市が指定するものに対して指定管理者が業務の引継ぎ等を行うときは、市の立ち合いの下で行うものとする。
- 2 市は、必要があると認めるときは、協定の終了に先立ち、指定管理者に対して市又は市が指定するものによる旅客船兼自動車渡船及び附属設備等の視察を申し出ることができるものとする。
- 3 指定管理者は、市から前項の申出を受けたときは、特別な理由がない限り、その申出に応じなければならない。
- 4 指定管理者は、旅客船兼自動車渡船の整備等に係る法令等による必要帳簿・書類等について、市又は市が指定するものに対し、原本又は控えを引き渡さなければならない。
- 5 前各項に規定する引継ぎ及び視察等に要する指定管理者に係る経費は、指定管理者の負担とする。

(原状回復義務等)

- 第36条 指定管理者は、協定の終了する3か月前までに、指定開始日を基準として旅客船兼自動車渡船を原状に回復し、市に対して旅客船兼自動車渡船を明け渡さなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、市が特に必要があると認めるときは、指定管理者は、期限を変更し、又は旅客船兼自動車渡船の原状回復を行わずに、別に市が定める状態で旅客船兼自動車渡船を明け渡すことができる。
- 3 第1項の場合において、指定管理者が正当な理由なく、定められた期間内に措置を行わず、又は市の指示に従わないときは、市は、指定管理者に代わって適当な措置を行うことができる。この場合において、指定管理者は、市の当該措置について異議を申し出ることができず、かつ、市の当該措置に要した費用を負担しなければならない。

(備品等の扱い)

- 第37条 協定の終了に際し、備品等の扱いについては、次に定めるとおりとする。
 - (1) 備品等(I種)については、指定管理者は、市又は市が指定するものに対して引き継がなければならない。この場合において、指定管理者は、旅客船兼自動車渡船のプロペラの故障等により予備プロペラをすでに旅客船兼自動車渡船へ取り付けた場合であっても、別途、完品の予備プロペラ(2基)を確保、返納し、引き継がなければ

ならない。

- (2) 備品等(II種)については、原則として指定管理者が自己の責任と費用で撤去し、撤収するものとする。ただし、市と指定管理者の協議において両者が合意したときは、指定管理者は、市又は市が指定するものに対して引き継ぐことができる。なお、指定期間終了後の旅客船兼自動車渡船の運航に必要となる備品等(法令等により必要な掲示、備品等)については、市又は市が指定するものに対して引き継がなければならない。

第9章 指定期間満了以前の指定の取消し

(市による指定の取消し)

第38条 市は、淡路市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年淡路市条例第19号。以下「指定管理手続条例」という。)第9条の規定により、指定管理者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 指定管理者が業務の全部又は一部の履行を怠り、その状態が30日間以上にわたり継続したとき。
 - (2) 指定管理者に係る破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、会社整理手続開始、特別清算手続開始その他の倒産法制上の手続について、指定管理者がその決議をしたとき、又は第三者によりその申立てがなされたとき。ただし、共同企業体の場合であって、代表団体以外の構成団体について本号に定める事項が発生したときは、業務の継続が困難になったと判断した場合に限る。
 - (3) 業務に際し不正行為があったとき。
 - (4) 市に対し、虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。
 - (5) 指定管理者が協定内容を履行せず、又はこれに違反したとき。
 - (6) 指定管理者が業務の遂行に係る個人情報漏えいし、当該個人に損害を与えたとき。
 - (7) 指定管理者から自己の責めに帰すべき理由により協定締結の解除の申出があったとき。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者による管理を継続することが適当でないと市が認めるとき。
- 2 市は、前項の規定に基づき指定の取消しを行おうとするときは、事前にその旨を指定管理者に通知し、次に掲げる事項について指定管理者と協議をするものとする。
- (1) 指定管理者による改善策の提示及び指定の取消しまでの猶予期間の設定
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市が必要と認める事項
- 3 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害、損失及び増加費用が生じても、市は、その賠償の責めを負わない。

(指定管理者による指定の取消しの申出)

第39条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するとき、市に対して指定の取消しを申し出ることができる。

- (1) 市が協定内容を履行せず、又はこれに違反したとき。
 - (2) 市の責めに帰すべき理由により指定管理者に損害又は損失を与えたとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が業務の継続等が困難と認めるとき。
- 2 市は、前項の申出を受けたときは、指定管理者との協議を経て、その措置を決定するものとする。
- 3 前項の規定により指定が取り消されたときは、市は、指定管理者に対し、当該取消しにより指定管理者に生じた損害、損失及び増加費用を、合理性が認められる範囲で賠償するものとする。

(不可抗力による指定の取消し)

- 第40条 市又は指定管理者は、不可抗力の発生により、業務の継続等が困難と認めるときは、相手方に対して指定の取消しの協議を求めることができるものとする。
- 2 前項の協議の結果、やむを得ないと認めるときは、市は、指定の取消しを行うものとする。
- 3 前項の規定による取消しにより、指定管理者に生じた損害、損失及び増加費用は、合理性が認められる範囲で市が負担することを原則として、市と指定管理者の協議により決定するものとする。

(指定期間終了時の取扱い)

- 第41条 第35条から第37条までの規定は、第38条から第40条までの規定により協定が終了した場合にこれを準用する。ただし、市又は指定管理者が合意したときは、この限りでない。

第10章 その他

(権利義務の譲渡の禁止)

- 第42条 指定管理者は、協定によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に委託し、譲渡し、若しくは継承させてはならない。ただし、事前に市の承認を受けたときは、この限りでない。
- 2 前項ただし書の規定にかかわらず、運營業務のうち、旅客船兼自動車渡船の利用許可を伴う業務の全部又は一部を第三者に委託することはできない。

(旅客船兼自動車渡船運航協議会の設置)

- 第43条 市と指定管理者は、業務を円滑に実施するために必要があると認めるときは、情報交換及び業務の調整を図るため、旅客船兼自動車渡船運航協議会を設置することができる。
- 2 市又は指定管理者は、協議の上、前項の旅客船兼自動車渡船運航協議会に関係のある事業者、団体、学識経験者、市民等を参加させることができるものとする。
- 3 旅客船兼自動車渡船運航協議会に関し必要な事項は、市及び指定管理者の協議により決定するものとする。

(業務の範囲外の業務)

- 第44条 指定管理者は、旅客船兼自動車渡船の設置目的に合致し、かつ、業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用(補完船の調達、使用、維持管理等を含む。)

により、自主事業を実施することができるものとする。

- 2 指定管理者は、自主事業を実施しようとするときは、市に対して業務計画書を提出し、事前に市の承認を受けなければならない。この場合において、市は、必要に応じて指定管理者と協議を行うものとする。
- 3 市及び指定管理者は、自主事業を実施するに当たって、別に自主事業の実施条件等を定めることができるものとする。

(業務の実施に係る指定管理者の口座)

第45条 指定管理者は、業務の実施に係る支出及び収入を適切に管理することを目的として、業務に固有の銀行口座を開設し、その適正な運用を図るものとする。

(請求、通知等の様式その他)

- 第46条 協定に関する市及び指定管理者間の請求、通知、申出、報告、承認、解除等は、協定に特別の定めがある場合を除き、書面により行わなければならない。
- 2 協定の履行に関して市及び指定管理者間で用いる言語は、日本語とする。
 - 3 協定の履行に関して市及び指定管理者間で用いる計量単位は、協定に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)の定めるところによる。

(書類の保存)

第47条 指定管理者は、業務の遂行に関し作成した書類を作成年度の翌年度から起算して5年を経過するまでの期間これを保管しなければならない。

(協定の変更)

第48条 業務に関し、業務の前提条件や内容が変更したとき、又は特別な事情が生じたときは、市及び指定管理者の協議の上、協定の規定を変更することができるものとする。

(解釈)

第49条 市が協定の規定に基づき書類の受領、通知若しくは立会いを行い、又は説明若しくは報告を求めたことをもって、市が指定管理者の責任において行うべき業務の全部又は一部について責任を負担するものと解釈してはならない。

(疑義についての協議)

第50条 協定の各条項等の解釈について疑義を生じたとき、又は協定に特別の定めのない事項については、市及び指定管理者の協議の上、これを定めるものとする。

(裁判管轄)

第51条 この協定に関する紛争は、神戸地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(本基本協定書の確定)

第52条 この協定書について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定による淡路市議会の議決があった後、本協定を締結する。この場合において、この協定書は、指定管理手続条例第7条第1項の規定に基づく基本協定書となるものとする。

議会の議決があったことを了知し、本協定の締結を確認した。

令和 年 月 日

指定者

所在地 兵庫県淡路市生穂新島8番地
名称 淡路市
代表者 淡路市長 門 康 彦 印

指定管理者

所在地 兵庫県淡路市岩屋925番地27
名称 株式会社淡路ジェノバライン
代表者 代表取締役 清 水 道 印

別紙（第6条、第19条関係）

物件

（1） 船舶等

ア 旅客船兼自動車渡船

イ 艀装及び予備品（別添の仕様書のとおり）

（2） 物品

ア 備品等（I種）（別紙の仕様書のとおり）

別 記

個人情報取扱特記事項

1 基本的事項

指定管理者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この協定による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

また、指定管理者は、この協定による業務を実施する上で個人情報を取り扱う場合、「淡路市保有個人情報安全管理規程」（令和6年淡路市訓令第1号）と同等以上の水準により、個人情報を保護し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等関係法令を遵守しなければならない。

2 秘密の保持

指定管理者は、協定による維持管理及び運航業務（以下「業務」という。）を実施するに当たって直接又は間接に知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3 収集の制限

指定管理者は、この協定による業務を行うために個人情報を収集するときは、あらかじめ市の承認を得るとともに、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

4 適正管理

指定管理者は、この協定による業務を実施するに当たって、取得、作成した個人情報又は市から提供された個人情報を漏えい、毀損及び滅失することのないよう当該個人情報を適正に管理しなければならない。

5 利用及び提供の制限

指定管理者は、市の指示がある場合を除き、この協定による業務を実施するに当たって直接又は間接に知り得た個人情報をこの業務の目的以外の目的に利用し、又は市の承認を受けずに第三者に提供してはならない。

6 複写、複製等の禁止

指定管理者は、この協定による業務を実施するに当たって直接又は間接に個人情報が記載された資料等を市の承認を受けずに複写、又は複製若しくは転写してはならない。

7 再委託の禁止

指定管理者は、この協定による業務を行うための個人情報の処理を自ら行うものとし、市が承認した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

8 資料等の返還等

指定管理者は、この協定による業務を実施するに当たって貸与され、又は指定管理者が収集、作成、加工、複写又は複製等した個人情報について、業務の遂行上使用しないこととなったとき又はこの協定に係る業務が終了したとき若しくは解除されたときは、市の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。

9 従事者への周知

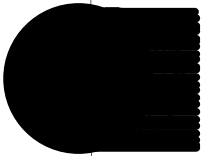
指定管理者は、この協定による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないことなど、本特記事項に定める事項を遵守することを周知徹底するものとする。

10 報告及び指示

市は、必要があると認めるときは、指定管理者が、協定による業務の執行に当たり個人情報の保護のために講じた措置に関し報告を求め、又は指示することができる。

11 事故発生時の報告

指定管理者は、この協定に係る業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じた場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに市に対し、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、市の指示に従わなければならない。



淡路市明石海峡航路旅客船兼自動車渡船
指定管理者【年度協定書】

令和7年 月

淡路市明石海峡航路旅客船兼自動車渡船の管理に関する年度協定書

淡路市（以下「市」という。）と株式会社 淡路ジェノバライン（以下「指定管理者」という。）とは、令和 年 月 日に、淡路市明石海峡航路旅客船兼自動車渡船（以下「旅客船兼自動車渡船」という。）の管理に関して締結した淡路市明石海峡航路旅客船兼自動車渡船の管理に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）に基づき、旅客船兼自動車渡船の管理に係る年度協定（以下「年度協定」という。）を締結する。

（年度協定の目的）

第1条 年度協定は、旅客船兼自動車渡船の管理業務（以下「業務」という。）の各年度の業務内容を定めることを目的とする。

（令和6年度の業務内容）

第2条 市及び指定管理者は、令和6年度の業務内容は、令和6年度業務計画書に定めるとおりであることを確認する。

（疑義等の決定）

第3条 年度協定に定めのない事項については、第一義的には基本協定によるものとし、必要に応じて、市及び指定管理者が協議の上、これを定めるものとする。

（業務評価の実施）

第4条 指定管理者は、旅客船兼自動車渡船を適正に管理運営するため、自己評価及びアンケートを実施するものとする。

2 市は、指定管理者の本業務及び経理の状況等について業務評価を実施する。業務評価は、前項の規定による自己評価及びアンケート結果並びに実地調査により行うものとする。

3 指定管理者は、前項の実地調査の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。

この年度協定の締結を証するため、本書2通を作成し、市及び指定管理者がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

指定者

所在地 兵庫県淡路市生穂新島8番地

名称 淡路市

代表者 淡路市長 門 康彦 印

指定管理者

所在地

名称

代表者

印